

## 系統アクセス業務の実施に関する規程

### (目的)

第1条 本規程は、定款第64条に基づき、定款第36条第5項第9号に定める系統アクセス業務を円滑かつ適切に実施するため、系統アクセス業務の実施に関する事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 本規程において使用する用語は、特に定めのない限り、定款及び業務規程において使用する用語の例による。

### (系統アクセス進捗会議)

第3条 本機関は、系統アクセス業務に関する専門技術的な事項を審議し、適切に系統アクセス業務を実施することを目的として、系統アクセス進捗会議を設置する。

- 2 系統アクセス進捗会議は、計画担当理事を議長とし、計画部長及び系統アクセス室長（以下「室長」という。）その他議長が指名する役職員により構成する。
- 3 議長は、系統アクセスの個別案件に関する進捗状況の確認及びその方針の検討、系統アクセス業務改善の検討その他の系統アクセス業務に関する事項を審議するため、系統アクセス進捗会議を開催する。
- 4 室長は、第5条第1項第3号、第6条第1項第4号及び第2項、第7条第1項第3号、第8条第1項第3号、第4号但書、第5号但書及び第7号から第10号並びに第9条第1項第6号に記載する業務について決裁を行おうとする場合、その決裁に先立って、系統アクセス進捗会議の審議を経るものとする。

### (事前相談)

第4条 本機関は、次の各号に掲げる事前相談に関する業務について、同号に掲げる者の決裁に基づき、これを行う。

- 一 申込書類の受付及び申込者に対する申込書類の修正の要請 系統アクセス室副室長（以下「副室長」という。）
- 二 会員に対する各種依頼・要請 室長
- 三 事前相談の回答が遅延する理由等の説明 室長
- 四 事前相談の回答 室長

2 室長は、第1項第4号の決裁にあたり、系統アクセス進捗会議での審議が必要と認める場合には、議長に対し、系統アクセス進捗会議での審議を求め

る。

(接続検討の要否確認)

第5条 本機関は、次の各号に掲げる接続検討の要否確認に関する業務について、同号に掲げる者の決裁に基づき、これを行う。

- 一 申込書類の受付及び申込書類の修正の要請 副室長
- 二 会員に対する各種依頼・要請 室長
- 三 接続検討の要否確認に対する回答 室長

2 本機関は、系統アクセス進捗会議における第3条第4項の審議において、議長が必要と認める場合には、前項にかかわらず、理事会で議決し、接続検討の要否確認に対する回答を行う。

(接続検討)

第6条 本機関は、次の各号に掲げる接続検討に関する業務について、同号に掲げる者の決裁に基づき、これを行う。

- 一 申込書類の受付及び申込者に対する申込書類の修正の要請 副室長
- 二 会員に対する各種依頼・要請 室長
- 三 接続検討の回答が遅延する理由等の説明 室長

四 接続検討の回答 室長。但し、広域連系系統（電源線を除く。）の増強工事が必要である案件については、理事会

2 本機関は、契約申込みを前提としない簡易又は部分的な接続検討の申込みに対する回答を行う場合、又は過去に本機関が接続検討を行い回答したものと同一工事内容（地点、対象設備、増強規模、工期、工事費）で接続検討の回答を行う場合には、前項にかかわらず、室長の決裁に基づき回答を行う。

3 本機関は、系統アクセス進捗会議における第3条第4項の審議において、議長が必要と認める場合には、前項にかかわらず、理事会で議決し、接続検討に対する回答を行う。

(契約申込みに伴う回答内容の確認)

第7条 本機関は、次の各号に掲げる本機関が接続検討を行った案件の契約申込みに伴う回答内容の確認に関する業務について、同号に掲げる者の決裁に基づき、これを行う。

- 一 申込書類の受付及び申込者に対する申込書類の修正の要請 副室長
- 二 会員に対する各種依頼・要請 室長
- 三 契約申込みに伴う回答内容に関する妥当性確認結果の通知 室長。但し、接続検討の回答を理事会が決裁した案件に関する申込みである場合につい

ては、理事会

- 2 本機関は、系統アクセス進捗会議における第3条第4項の審議において、議長が必要と認める場合には、前項にかかわらず、理事会で議決し、契約申込みに伴う回答内容に関する通知を行う。

(電源接続案件募集プロセス)

第8条 本機関は、本機関が電源接続案件募集プロセスを開始する場合の次の各号に掲げる同プロセスに関する業務について、同号に掲げる者の決裁に基づき、これを行う。

- 一 電源接続案件募集プロセスの開始の申込書類の受付及び申込者に対する申込書類の修正の要請 副室長
- 二 一般送配電事業者に対する各種通知及び要請 室長
- 三 単独負担意思のある系統連系希望者の募集 室長
- 四 電源接続案件募集プロセスの開始及び暫定的に確保する送電系統の容量の決定並びにその公表 理事会。但し、業務規程第77条第1項第1号に該当する場合については、室長
- 五 電源接続案件募集プロセスの不開始の決定 理事会。但し、業務規程第77条第4項第1号又は第3号に該当する場合については、室長
- 六 募集要綱の策定及びその公表 理事会
- 七 本機関が受け付けた接続検討に関する業務 第6条に準じる。
- 八 入札、抽選等の優先系統連系希望者の決定手続に関する業務及びその決定 室長
- 九 電源接続案件募集プロセスの成立に向けた、入札結果等を踏まえた募集対象工事の縮小等 室長
- 十 本機関が受け付けた接続検討にかかる再接続検討に関する業務 室長
- 十一 電源接続案件募集プロセスの中止の決定並びにその公表 理事会
- 十二 電源接続案件募集プロセスの成立又は不成立の決定及びその公表 理事会

- 2 本機関は、系統アクセス進捗会議における第3条第4項の審議において、議長が必要と認める場合には、前項にかかわらず、第3号、第5号但書及び第7号のうち接続検討の回答、第8号から第10号のうち再接続検討の回答に関する業務については、理事会で議決し、これを行う。

(リプレース案件系統連系募集プロセス)

第9条 本機関は、次の各号に掲げるリプレース案件系統連系募集プロセスに関する業務について、同号に掲げる者の決裁に基づき、これを行う。

- 一 リプレースの該当性の判断及びリプレースに該当する場合のリプレース対象廃止計画の公表 理事会
  - 二 リプレース発電設備等の廃止の蓋然性判断及びリプレース案件系統連系募集プロセスの開始の決定並びにその公表 理事会
  - 三 募集要綱の策定及びその公表 理事会
  - 四 リプレース案件系統連系募集プロセスに関連する一般送配電事業者に対する各種通知及び要請 室長
  - 五 本機関が受け付けた接続検討に関する業務 第6条に準じる。
  - 六 連系希望容量がプロセス対象送電系統の接続可能量の範囲内である場合における、応募者に対する連系可能である旨の通知 室長
  - 七 連系希望容量がプロセス対象送電系統の接続可能量を超える場合における、プロセス対象送電系統における電源接続案件募集プロセスその他の優先系統連系希望者を決定する手続の決定 理事会
  - 八 リプレース案件系統連系募集プロセスの中止の決定並びにその公表 理事会
- 2 本機関は、系統アクセス進捗会議における第3条第4項の審議において、議長が必要と認める場合には、前項にかかわらず、第1号及び第5号のうち接続検討の回答に関する業務については、理事会で議決し、これを行う。

(決裁にあたっての留意事項)

- 第10条 室長及び副室長は、前7条に基づき、系統アクセス業務に関する事項について決裁を行う場合は、本機関の業務規程及び送配電等業務指針への適合性を十分に確認しなければならない。
- 2 室長が第3条第4項に記載する業務について決裁を行う場合は、系統アクセス進捗会議の審議の結果にしたがって、これを行わなければならない。

(系統アクセス業務に関する申込書、回答書等の様式)

- 第11条 本機関は、系統アクセス業務に関する次の各号に掲げる申込書、回答書等の様式（以下「回答書等様式」という。）に関する業務について、同号に掲げる者の決裁に基づき、これを行う。
- 一 回答書等様式の策定及び変更 理事会。但し、字句等の軽微な修正については、室長。
  - 二 回答書等様式の記載例の策定及び変更 室長
- 2 本機関は、回答書等様式及びその記載例を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表する。

(報告)

第12条 室長は、この規程の定めに基づいて決裁を行ったときは、遅滞なく、その旨を計画担当理事に報告しなければならない。

2 計画担当理事は、前項の報告を受けたときは、遅滞なく、その回答の概略を理事会に報告しなければならない。

附則（平成28年3月16日）

この規程は、平成28年3月16日から施行する。

附則（平成28年4月27日）

(施行日)

第1条 この規程は、平成28年4月27日から施行する。

(平成28年3月31日以前に一般送配電事業者に開始申込みがなされた電源接続案件募集プロセス)

第2条 本機関は、平成28年3月31日以前に系統連系希望者から一般送配電事業者に開始の申込みがなされた電源接続案件募集プロセスに関する業務について決裁を行うときは、第8条に準じてこれを行う。

附則（平成29年6月28日）

(施行日)

第1条 この規程は、平成29年6月28日から施行する。